

令和 6 年 度 第 9 回 議 事 録

井原市農業委員会

令和 6 年 1 2 月 5 日（木）

1 招集日時 令和6年12月5日(木) 午後1時30分

2 開会日時 令和6年12月5日(木) 午後1時30分

3 閉会日時 令和6年12月5日(木) 午後2時40分

4 会議の場所 井原市役所 4階 大会議室

5 出席、欠席、遅参、又は中途退場した委員

議席 番号	氏 名	出欠等の別	議席 番号	氏 名	出欠等の別
1	西 田 日出子	出 席	9	澤 木 功	出 席
2	池 田 寛 子	〃	10	佐 能 直 樹	欠 席
3	黒 木 保 弘	〃	11	斎 藤 俊 二	出 席
4	川 上 哲 雄	〃	12	川 上 茂	〃
5	竹 口 鉄 郎	〃	13	簗 戸 利 昭	〃
6	森 本 敏 晴	〃	14	佐 藤 千恵子	〃
7	川 上 巧	〃	15	森 永 忠 義	〃
8	山 岡 宏 子	〃	16	上 野 博 幸	〃

6 出席、欠席、遅参、又は中途退場した農地利用最適化推進委員

担当 区域	氏 名	出欠等の別	担当 区域	氏 名	出欠等の別
1	岡 田 光 雄	出 席	4	織 田 一 郎	出 席
1	佐 藤 尚 孝	〃	4	妹 尾 利 文	〃
2	森 岡 知 義	〃	5	西 田 睦 夫	〃
3	植 田 隆 志	〃	5	三 宅 英 夫	〃
3	田 中 昭 和	〃	5	吉 實 績	〃

7 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長	馬 越 敏 晴	主任主事	高 村 亮
次 長	吉 山 慎 一	主 事	端 本 春 輝
主任主事	河 合 健 祐	主 事	吉 田 真 一

	氏 名		氏 名
傍 聴 人			

8 提出議案

議 案 番 号	議 題
議案第 26 号	農地法第 3 条許可申請について
議案第 27 号	農地法第 4 条・第 5 条許可申請について
議案第 28 号	農用地利用集積計画の同意について

9 結果

議 案 番 号	議 題	採決結果
議案第 26 号	農地法第 3 条許可申請について	許可
議案第 27 号	農地法第 4 条・第 5 条許可申請について	許可
議案第 28 号	農用地利用集積計画の同意について	同意

10 議事録署名委員の番号、氏名

井原市農業委員会会長	15番	森 永 忠 義
井原市農業委員会委員	5番	竹 口 鉄 郎
井原市農業委員会委員	6番	森 本 敏 晴

11 議事経過の概要

次のとおり

第 9 回 農 業 委 員 会 会 議 議 事 録

令和 6 年 12 月 5 日午後 1 時 30 分、会長が第 9 回農業委員会の開会を宣言した。

会 長 皆様、こんにちは。まず報告ですが、先月の 27 日・28 日に東京でありました農業者年金加入推進セミナーと全国農業委員会会長代表者集会へ参加してまいりました。その際に、岡山県選出の国会議員といろいろと話をさせていただきました。中でも、中山間地域の農業をこれからどのように継続していくか、担い手を見つけていくのかというような中身のある話をさせていただきました。

さて、12 月に入りまして、今年も残すところ後 1 ヶ月となりました。皆様のご協力のもとスムーズな会議ができましたことを御礼申し上げます。今年を振り返ってみると、元日から能登半島の地震があり大変な 1 年のスタートとなりました。農業の話でいうと、高温障害により稲、野菜、果樹という我々が携わる作物に様々な被害が出たという状況でございます。話は変わりまして、今年の嬉しい話がやはり大リーグで活躍する大谷翔平選手です。野球に全く興味のなかった妻が「今日はホームランを打った？」という話をするほどでした。同じ日本人として大変誇らしいことだと思います。そのほか、日用品や食料品の価格高騰が気になる場所だと思います。皆様の家庭に大きな負担をかけているものと思います。コメの値段も 6 割近く上昇し、消費者にとってはショックなことと思いますが、資材等も高騰していることから農家にとってはありがたい話です。

さて、今年も残り少ないですが、皆様も健康に留意しお過ごしください。来年は巳年ということで、お金が入ってくる年というようなことを見ましたが、そのことを願ひまして、以上であいさつとさせていただきます。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名委員に、5 番席の竹口鉄郎委員、6 番席の森本敏晴委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。本日は、農業委員は 10 番席の佐能委員が欠席、推進委員は全員出席でございます。本日の付議事項といたしまして、議案第 26 号農地法第 3 条許可申請について、議案 27 号農地法第 4 条・第 5 条許可申請について、議案第 28 号農用地利用集積計画の同意について、それぞれ順次上程いたします。審議の程よろしくをお願いします。

それでは、議案第 26 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。1 番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 今月の議案第 26 号農地法第 3 条許可申請は 7 件で、全て所有権の移転に関するものです。1 番について説明します。

1 番の譲受人●●●●の件について朗読説明。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。土地の所在ですが●●●●線の●●の交差点を 600mほど西に行ったところにございまして、その南には●●●●があるという場所にございます。この案件はもう 30 年近く譲受人が管理しておりまして、譲渡人であるお兄さんも●●におられますので、今回譲り渡すという話になりました。特に問題はないと思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、2 番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 2 番の譲受人の●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。土地の所在ですが、地図にありますように●●●●の南に位置します。8 月頃から相談を受けておりましたが、地図で黒く囲まれた宅地部分を譲り受け民間の保育園を開設したいということです。その宅地と一緒に隣の農地も取得するというので今回の申請となりました。別に問題はないと思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、3 番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 3 番の譲受人の●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。先日、譲受人にお話を伺いました。申請地は●●●●
横の県道を北に 5km ほど進んだ場所にあります。譲渡人は高齢で耕作が出来ず、
娘さんも●●にお住まいのため管理が難しいということで、これまでも管理し
ていた●●さんが購入するということで今回の話となりました。これまでどお
り耕作されるので、問題はないと思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、4 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番の譲受人の●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。今回の申請地は、●●●●のところの交差点を1.5kmほど北へ行ったところにありまして、譲受人と譲渡人は兄弟という間柄です。この土地については、長年、譲受人が自身の所有する農地も含めて一体的に管理しておられましたが、お兄さんである譲渡人が高齢で、お住まいも●●で遠方のため、弟である譲受人に譲るという話になりました。特に問題はないかと思えます。

会長 この件についての質問を求めます。

委員 無しの声あり

会長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委員 異議無しの声あり

会長 それでは許可と決定してよろしいか。

委員 異議無しの声あり

会長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 5番の譲受人の●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。今回の申請地は●●●●地区というところで、●●というお寺が山の上の頂上付近にあるのですが、その寺院の近くになります。譲受人に先般電話でお話を伺いました。数年前、空き家バンクに住宅とその付近の農地が出ていることを知り、この度やっと購入の運びとなったとのことでした。譲受人は現在●●市にお住まいで、野菜を市役所付近で販売されているということでした。この度、住宅を購入して、隣接する農地も耕作していきたいとい

うことでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、6 番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 6 番の譲受人の●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。12 月 3 日に譲渡人に農地を譲渡されるに至った経緯を伺いました。場所は●●●●線から南に入った●●池のそばにあります。譲渡人のご実家は現在空き家となっており、●●市内の自宅から●●に戻られ空き家の管理をしておられました。しかし、譲渡人も高齢となり、耕作しに戻るための時間が大きな負担となってしまうため、今回譲渡するという話になりました。申請地については、長年●●さんが●●さんより借り受けて、稲作を中心に耕作をされておりました。特に問題はないと思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

●●委員 稲作をされるとおっしゃいましたが、地目が畑となっているのですが、地目を変える必要があるのではないですか。

事 務 局 農地法と不動産登記法の話になりますが、不動産登記法としては●●委員のおっしゃるとおり現況に合わせて地目を変更する必要があるかと思いますが、農地法では譲受人が農地で耕作をしてくれるかどうかに着目してご審議いただ

ければと思います。

●●委員 分かりました。

会 長 その他の質問はございませんか。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、7 番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 7 番の譲受人の●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。譲渡人にお話を伺いました。10 数年、譲受人が借り受
けて稲作をされていたということで、問題はないと思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。

会 長 続きまして、議案第 27 号農地法第 4 条・第 5 条許可申請についてを議題とします。1 番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 今月の議案第 27 号第 4 条許可申請が 2 件、第 5 条許可申請は所有権の移転に関するものが 3 件、賃貸借権の設定に関するものが 1 件、使用貸借権に関するものが 1 件です。それでは、1 番について説明いたします。

1 番の第 5 条の譲受人●●●●、●●●●について朗読説明。

転用理由は、譲受人は現在アパートで暮らしているが、子どもが生まれて手狭になったため、申請地を譲り受けて自己用住宅を建築し、転居するものです。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。11 月 25 日に会長、●●委員、事務局 2 名と私の 5 名で現地確認を行いました。申請地の場所は●●●●の北 300m ほど、●●のすぐ南側に位置します。付近も住宅化が進んでおり、公共下水道にも接続し、雨水も東側にあるコンクリートの水路に流すということで別に問題はないかと思われます。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。場所は当番委員さんの説明のとおりです。現状は耕作されておらず、草刈りはされておりました。この度は申請地を転用して居宅と露天駐車場を整備されとのことですが、周辺は住宅化が進んでおり、道路沿いには水路や公共下水道も整備されております。申請地を住宅用地に転用されても、周辺農地には影響はないものと思います。以上、転用することに問題はないと思います。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議

ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可と決定いたします。
続きまして、2 番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 2 番の第 4 条の申請人●●●●について朗読説明。
転用理由は、申請人は、自宅に駐車場が必要なため、隣地にある自己所有地を敷地拡張して利用するものです。なお、本件に関しては、市道整備に伴う立ち退き転居後、造成し駐車場として利用していたことから、始末書が提出されています。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地の場所ですが、●●●●線沿いの●●●●の北側に位置します。露天駐車場ということですが、周辺農地への影響もないと思いますので、問題はないかと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。事務局からの説明にありましたとおり、道路整備に伴う立ち退きにより転居し、露天駐車場が必要となったということでございます。新しく住宅を建てられる前は野菜を作っておられたと思いますが、そこを駐車場にするということです。特に問題はなかろうと思います。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可と決定いたします。
続きまして、3 番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 3 番の第 5 条の譲受人●●●●について朗読説明。
転用理由は、譲受人は不動産業を営む会社で、申請地周辺は市街化が進み住環境として適していることから、分譲宅地 4 区画を整備し、販売するものです。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。3 番も同じ●●町になりますが、●●●●から南東へ 300m ほどの場所に位置します。近隣は宅地化が進んでおり、排水環境も整っておりますので、分譲宅地に転用しても問題はないと思われます。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地の南側の通りは、東へ行くと●●川を越えて、●●●●の南の交差点に出る道です。この土地は農地調査ではいつも、半分は草刈りをして、残りは草刈りが出来ていないというような状態でした。この度は不動産屋さんに販売して、分譲宅地にするということですが、特に問題はないと思います。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可と決定いたします。
続きまして、4 番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 4 番の第 4 条の●●●●について朗読説明。
転用理由は、申請人は、既存の墓地が山中にあり参拝が困難なため、参拝しやすい自己所有の申請地に墓地を移設するものです。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地は●●の交差点を南に行くと●●●●があります
が、その●●●●の南に位置します。周辺は申請人以外の農地は耕作放棄地
のような状態のため、新しく墓地を作られても周辺農地へ影響はないかと思いま
すので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。この案件も以前から相談を受けていたのですが、現在の
墓地は●●市との境の山の中にあり、参るのが大変ということで、墓地を移転
したいということでした。特に問題はないと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、こ
の件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、5 番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 5 番の第 5 条の借受人●●●●について朗読説明。
 転用理由は、借受人は現在アパートで暮らしているが手狭になったため、父
 が所有する申請地を借り受けて自己用住宅を建築し、転居するものです。
 以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地は●●●●の東の信号を北へ進み、1 本中に入っ
 た場所にあります。図面では書かれておりませんが、周辺には既に住宅が 2 軒
 建っており、その他も住宅化が進んでいるような場所になります。排水環境も
 整っているため、この場所に住宅を建てても問題はないと思います。

会 長 ありがとうございました。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。当番委員さんのおっしゃられたとおりです。周辺農地へ
 与える影響もないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございました。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、こ
 の件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議
 ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可と決定いたします。
 続きまして、6 番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 6 番の第 5 条の譲受人●●●●について朗読説明。
 転用理由は、譲受人は運送業を営む会社で、申請地隣に露天駐車場を所有し
 ているが手狭になったため、申請地を譲り受け、露天駐車場を整備・拡張する

ものです。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地は●●●●線を北上し、●●●●から 200 から 300m ほど●●方面へ行ったところにあります。写真を見てもらうとよく分かりますが、申請地は隣にある既存の駐車場より 1.3m ほど低くなっており、現在は休耕状態でした。申請地をかさ上げし、ブロックを積み上げて水路に影響がないようにするということでした。他の田んぼに影響はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。場所については、当番委員さんのおっしゃられたとおり、●●●●の 300m ほど北へ位置します。12 月 3 日に譲受人である●●●●の●●さんと話をしました。申請地は 1m ほど下がったところにあり、以前は譲渡人の知人が耕作をしていたが、ここ 1 年くらいは耕作されず草刈りはされていたかなというような土地です。申請地をかさ上げし、●●川に流れるように水路を新設する予定ということです。駐車場を増やしたいということと、譲渡人も耕作が困難であるということから今回の申請となりました。周辺農地への影響も特にないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、7 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 7 番の第 5 条の借受人●●●●について朗読説明。

転用理由は、借受人は電気工事業を営む会社で、申請地を借り受け、送電線鉄塔新設工事に必要な作業場および露天資材置場を整備するものです。一時転用の期間は許可日から令和 7 年 11 月 6 日までとしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地は●●●●線を●●支所の方へ向かっていく途中を 1 本北へ入ったところにございます。そこに●●●●の●●がありますが、その付近に送電用鉄塔を新設するための資材置き場等に、来年 11 月まで一時転用するという事です。道と申請地の高さが 1m ほどございますが、田んぼのほとりにある水路に鉄板を架けて橋を作るということです。大きなクレーン車が入るので、どのような鉄板がされるのは分かりませんが、水路をふさぐことはないで、周辺農地への影響はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。12 月 2 日に貸渡人と借受人の●●の担当者の方にお話を伺いました。担当者の方はプロムナードと言われていましたが、橋を架けてから工事をし、終わったら土砂を取って耕作できるで状態にして返すということでした。貸渡人もそのように聞いているので貸すことに決めたということでした。特に問題はないと思います。

会長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委員 無しの声あり

会長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございせんか。

委員 異議無しの声あり

会長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可と決定いたします。
続きまして、議案第 28 号「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。事務局から説明願います。

続きまして、議案第 28 号「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。事務局から説明願います。

事 務 局 令和 6 年 12 月 12 日の公告予定の農用地利用集積計画（案）です。
なお、番号 16 の「農地所有適格法人以外の法人における解除条件付き貸借の利用権設定」について、法人が利用権設定を受ける場合には農地所有適格法人の要件を満たす必要があり、直近 3 か年の農業関連の合計売上高が、当該法人の直近 3 か年の合計売上高の過半を占めることが要件となっています。今回の●●●●はその要件を満たしませんが、その場合であっても、「地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うこと」、「業務執行役員の 1 人以上が耕作の事業に常時従事すること」、「農地を適正に利用していない場合には、貸借を解除する旨の条件が農用地利用集積計画」に定められていることの、これら 3 つを満たせば、利用権設定を受けることができることから、「解除条件付きの貸借の利用権設定」である旨を計画に記載しています。
内容につきましては、計画一覧表のとおりです。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは同意と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、同意と決定しました。

会 長 以上をもちまして、本日提案されました 3 件の議案はすべて終了いたしました。

た。慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。これをもって本会議を終了いたします。

本会議終了 午後 2 時 40 分